

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中之条町長 外丸 茂樹

市町村名 (市町村コード)	中之条町 (104213)
地域名 (地域内農業集落名)	六合地区 (広池、赤岩、日影、湯久保、太子、小雨、沼尾、生須、鍛冶坂、梨木、品木、世立、京塚、和光原、根広、田代原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月13日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

借りたい農地はあるが、地主に交渉するのが難しいところがある。
今後、高齢化などを考えると作業の機械化が急務であるが、機械を入れるにも農道が狭いことや、進入道路自体が無い農地が複数存在するため、農道整備が必要。
花や露地野菜など、有害鳥獣被害が多くなった。電牧柵を使用しているが、突破されてしまうこともある。
畑の周りが国有林だったり、原木椎茸が震災で廃業し、木が成長し、日影になってしまうため耕作面積が減って困る。
農業後継者の不足が深刻な状況である。花木の新規就農者が複数人いるが、まだまだ足りない。花以外の新規就農者が全くいない。
冬期が大変寒いので、ハウス栽培については燃料代がかかり過ぎる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

10年、20年後を見据えて現状維持出来るように、定年退職者による帰農者の掘り起こしや新規就農者などを積極的に受け入れる。
機械化や省力化を進め、余剰の時間を作る。その時間を休みに充てるなり、耕作量を増やして増収を目指すなりしていく。
酪農と露地野菜を同地区で行っているが、堆肥などを地区で消費するサイクルで行っているのは双方にとってプラスに作用しており、どちらかがダメになると両方ともやっていけなくなるためこれを維持していきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	274 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	127 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
貸付け等の意向が確認された農地は、農地所有者の意向も考慮した上で、認定農業者などの中心となる農業者に集積・集約化する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
基本的には、農地中間管理機構を活用していくが、必要に応じて農地法3条も使い分けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業などを活用した農道の整備や農用地を使いやすくなるように検討していく必要がある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者などの確保に努め、県・町・JAが連携し、農地の斡旋や技術的指導の支援を行っていき、定着できるように取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスなどは今後の課題となっているため、検討していく必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣害被害が増えてきたので、電牧柵の整備と鳥獣害への対策を検討していく必要がある。
 ⑨現在、耕畜連携が出来ているが、後継者がいないため共倒れになる可能性があるため、早急に双方の後継者を探していく必要がある。